

平成 20 年 9 月 3 日

精神障害者の福祉施策充実に関する要望書

兵庫県知事 井戸敏三様

(社)兵庫県精神障害者家族会連合会

会長 本條 義和

貴職益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素当会の活動・運営にご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 18 年に成立・施行された障害者自立支援法は 3 障害一元化を謳っています。しかし、精神保健福祉施策の遅れは、他の 2 障害に比べ今尚多く、更に 8 割の精神障害者が高齢の家族に扶養されているのが現状です。

当会は、「疾病や障害があっても地域で安心して生活できる社会」を切望し、下記事項につき強く要望いたします。格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

退院促進に関する要望

1. 精神疾患の早期発見・早期治療・再発防止、又、長期入院防止の為の新規発症患者の家族教室を 21 年度以降も継続実施して下さい。
2. 退院後の受け皿(社会資源)が不足しています。グループホーム、ケアホームの整備促進を図ってください。又、精神障害者の公営住宅の優先入居を図って下さい。

利用料に関する要望

3. 精神障害の場合、地域活動支援センターの利用料を取ることは、それだけでなく数の少ないセンター利用者を再び住宅へと押し戻すことです。利用料を取る市町が出て地域格差を生じていますが、県下一律に取らないよう指導して下さい。
4. 精神障害者の医療費は入院費も含めて、当事者及び家族にとって恒久的な大きな負

担です。自立支援医療の利用者負担をなくするか、少なくとも 5% 定率負担になるように県補助を実施して下さい。

5. 重度精神障害者の医療費助成(他科診療助成)は 1 級のみです。身体・知的障害者に対する助成に比べて格差があります。2 級までを対象者とするよう指導して下さい。

就労及び小規模作業所に関する要望

6. 地域活動支援センター等の職員が、就労支援に多大な労力を割いており、運営の継続が危ぶまれます。ジョブコーチを多数配置して下さい。また、県が率先して精神障害者を雇用して下さい。
7. 法内施設への移行が困難な小規模作業所への助成を平成 25 年度以降も継続して下さい。

精神障害者相談員制度に関する要望

8. 精神障害者相談員制度は、画期的な制度ですが、充分活用されているとはいえません。各市・町で、制度の周知・会場確保等活動が出来るよう指導して下さい。また、現相談員に対するスキルアップ講座も実施して下さい。

国に対する提言に関する要望

9. 障害者自立支援法見直しに向け、下記項目を国に提言してください。
 - ① 自立支援医療も含め利用者負担は廃止するよう要望して下さい。
 - ② 障害程度区分の認定の判定基準については、十分に精神障害の特性を踏まえていないといえませんが、見直すよう要望して下さい。
 - ③ 障害者手帳が 3 障害共通となりましたが、サービス内容に大きな格差があるのが現状です。精神障害者も他障害と同じサービスが受けられるよう提言して下さい。
 - ④ 精神障害保健福祉事業者の報酬が極めて低く、職員の募集が困難になりつつあります。従来の報酬を下回らないよう報酬単価を引き上げるとともに、精神障害の特性に配慮し、日割制を月額制として下さい。

以上